

行方市経営戦略

《目 次》

第1章 市政運営の基本的な考え方

1 社会経済環境の変化と今後の展開	1
2 経営理念	1
3 戦略的な経営方針の確立	1
4 計画期間	2
5 推進体制	3

第2章 4つのマネジメント

I 地域経営のマネジメント

① 新しい地域経営の仕組みづくり	6
② 地域人材の確保と活動の場の提供	7
③ 情報の共有と参加の仕組みづくり	8
④ 連携・協働の仕組みづくり	10

II 公共施設のマネジメント

① 公共施設再編の取り組み	15
② 総合的なマネジメント体制の整備	17
③ インフラ施設の長寿命化	20

III 行政経営のマネジメント

① 行政手法の改革	23
② 人事行政の再構築	28
③ 財政構造の改革	31

IV リスクマネジメント

① 危機管理への的確な対応	39
② ICTの危機管理	40
③ コンプライアンスの徹底	41

巻末資料【行政改革推進委員会からの答申書】	43
-----------------------	----

第1章 市政運営の基本的な考え方

1. 社会経済環境の変化と今後の展開

これまでの高い経済成長を背景にした社会、経済、行政のシステムは、人口の減少と少子高齢化の進展や地球環境問題への対応、安全・安心対策への希求、都市間の競争、都市の劣化、地方分権の進展などの社会潮流の変化の中で、大きな変革を求められています。

社会潮流の変化は、人口構造や経済構造、社会構造などに大きな影響を及ぼし、地域社会の枠組みやワークスタイル、ライフスタイル、価値観などを変容していく可能性を包含しています。

これまで当然と思われてきた考え方や捉え方では、解決できない課題、社会を支えてきた制度や枠組みに、抜本的な見直しが迫られるような出来事が、様々な分野で起こることが予想されます。

このような時代の変革期にあって、新しい時代の要請や市民の要望に応じて、様々な施策を持続的に展開していくためには、現在の市民はもとより、次世代の市民に大きな負担を残すような行政運営は避けなければなりません。

本市は、平成28年3月に「行方市総合戦略」を策定し、将来像を「行方ならではの価値の共有～笑顔で住み続けたいまち、行方～」としています。また、同年4月には、本市の公共施設等の適正化に向けた方向性を示す「行方市公共施設等総合管理計画」を策定しています。

これら2つのプランに掲げた様々な施策や課題に、確実に取り組んでいくためには、これまでの行政の仕組みや諸制度を、これからの時代にふさわしい内容に転換していく「新機軸」の取り組みが必要です。また、合併後10年が経過し、今後の行方市政の礎を築く時期になっています。

2. 経営理念 『持続可能で、安全・安心の地域づくり』

今後の社会経済の大きな変化を展望し、将来につながるまちづくりを視野に入れ、「持続可能で、安全・安心の地域づくり」を経営理念に掲げ、戦略的な経営方針のもと市政を推進していきます。

3. 戦略的な経営方針の確立

本市のまちづくりの基本理念と将来像を示した「行方市総合戦略」と、公共施設の最適化に向けた「行方市公共施設等総合管理計画」の2つのプランに掲げた様々な施策や課題に取り組み、「持続可能で、安全・安心の地域づくり」を進めていくには、しっかりとした行財政基盤を確立することが必要となります。

そのためには、まず、市民や地域団体、NPO、行政、企業など様々な主体が連携し、広範に亘る地域の課題に取り組む仕組みづくりを進めることが必要です。

第2には、市民に様々なサービスを提供する公共施設や、市民生活・経済活動の基本となる都市基盤施設（インフラ施設）の老朽化に対応することが必要です。

第3には、厳しい経済環境の中で、市民サービスの維持・向上を図るには、効果的かつ効率的な行政運営を行うとともに、限られた人材や財源を有効に活用し、健全な財政基盤を築かなければなりません。

一方、行政運営には様々なリスクが伴います。第4には、自然災害や感染症対策など、発生することで行政運営に支障をきたすリスクへの対応が急務となっています。

これら課題に対応するため、本市は、以下のように4つ方針を定め、戦略的な市政運営を遂行していきます。

①地域経営のマネジメント

市民、地域団体、企業、NPOなど地域を構成する様々な団体が、自主的に地域の課題解決に取り組むための仕組みづくりを進めます。

また、「新しい公共」の概念のもと、連携・協働して地域の課題解決に取り組む基盤を整備し、個性豊かな地域づくりに取り組みます。

②公共施設のマネジメント

市民サービスの提供と地域活動の拠点となっている公共施設の適正配置を進めます。また、施設の維持管理に効果的・効率的な管理運営手法を導入するとともに、施設の有効活用と長寿命化を図り、次世代の市民に健全な資産を引き継いでいきます。

③行政経営のマネジメント

行政需要が増大する一方、次世代の市民に持続可能な行財政基盤を継承することが重要となっています。これまでの制度や枠組みにとらわれない柔軟な発想で、行政全般に亘り徹底した改革を進め、都市経営の視点から成果重視の行政システムへの転換を図ります。また、「選択と集中」の考え方のもと、施策の優先順位を明らかにし、限られた行財政資源を最大限活用して効果的かつ効率的な行政システムを構築します。

④リスクマネジメント

行政が抱える危機は、地震や風水害などの自然災害のほか、予測できない税収等の低下などの経営危機、情報システムのダウン、個人情報等の外部漏えい、テロや他国からの武力行為によるリスクなど多岐にわたります。

こうした危機が発生しても市民サービスに支障をきたさないよう、危機管理体制の強化を図るとともに、コンプライアンス（倫理・法令遵守）の徹底に取り組みます。

4. 計画期間

「行方市経営戦略」（以下「本計画」）は、本市が別途策定する「総合戦略実施計画」及び「公共施設再編に向けた展開プログラム」と三位一体で運用することで実効性を上げることができます。

本計画の計画期間は、他の2つ計画期間と整合を図り、2017（平成29）年度を初年度とする5か年計画（最終年：2021（平成33）年度）とします。

なお、中間年（2020（平成32）年度）に進捗状況などを点検し、点検結果を踏まえ2021（平成33）年度を初年度とする新たな展開プログラム（第2期）を策定します。

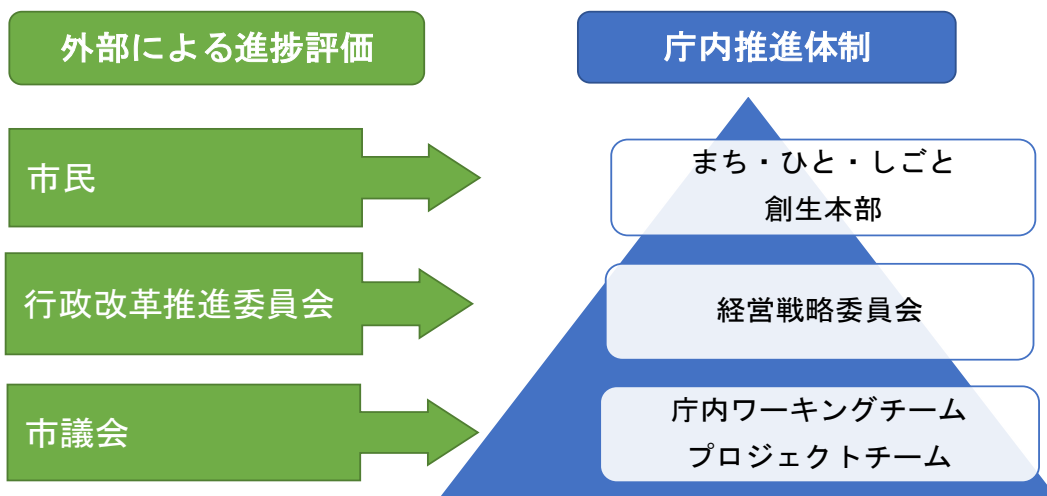
【計画期間のイメージ】

2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度	2021 (平成33) 年度	2022 (平成34) 年度	2023 (平成35) 年度	2024 (平成36) 年度	2025 (平成37) 年度
←				→				中間年 評価・ 点検
←				→				中間年 評価・ 点検

5. 推進体制

- 本計画の推進にあたっては、市内の全ての組織・職員が改革の必要性を共有し、実施項目の達成に向けて一丸となって取り組んでいきます。
- 市長を本部長とする「行方市まち・ひと・しごと創生本部」（市内組織）は、各テーマの目標と個々の実施項目の取り組み内容を決定するとともに、進行管理や全庁的な調整を行います。
また、「行方市まち・ひと・しごと創生本部」を機能的に運営するため、「経営戦略委員会」（市内組織）や、関係部課によるプロジェクトチームなどを設置して課題の整理を行います。
- 有識者や公募市民で構成する「行方市行政改革推進委員会」（外部組織）に進捗状況などを報告するとともに、市民や民間の立場からの助言や提言を求め、本計画の実効性を確保していきます。
- 本計画の進捗状況などを、随時市議会に報告するとともに、広報や市のホームページなどを通じて公表していきます。
また、個々の課題の実施にあたっては、必要に応じて、市議会での審議や市民等が参加した組織で検討を行うほか、パブリックコメントなどを通じて十分な説明と市民等の意見聴取を行い、合意形成に留意して取り組みを進めます。

本計画の策定にあたっては、平成 29 年 7 月に「行方市行政改革推進委員会」に「行方市の経営戦略について」を諮問し、同年 11 月に答申を受けました。本計画は、この答申の内容を最大限尊重し、策定しています。

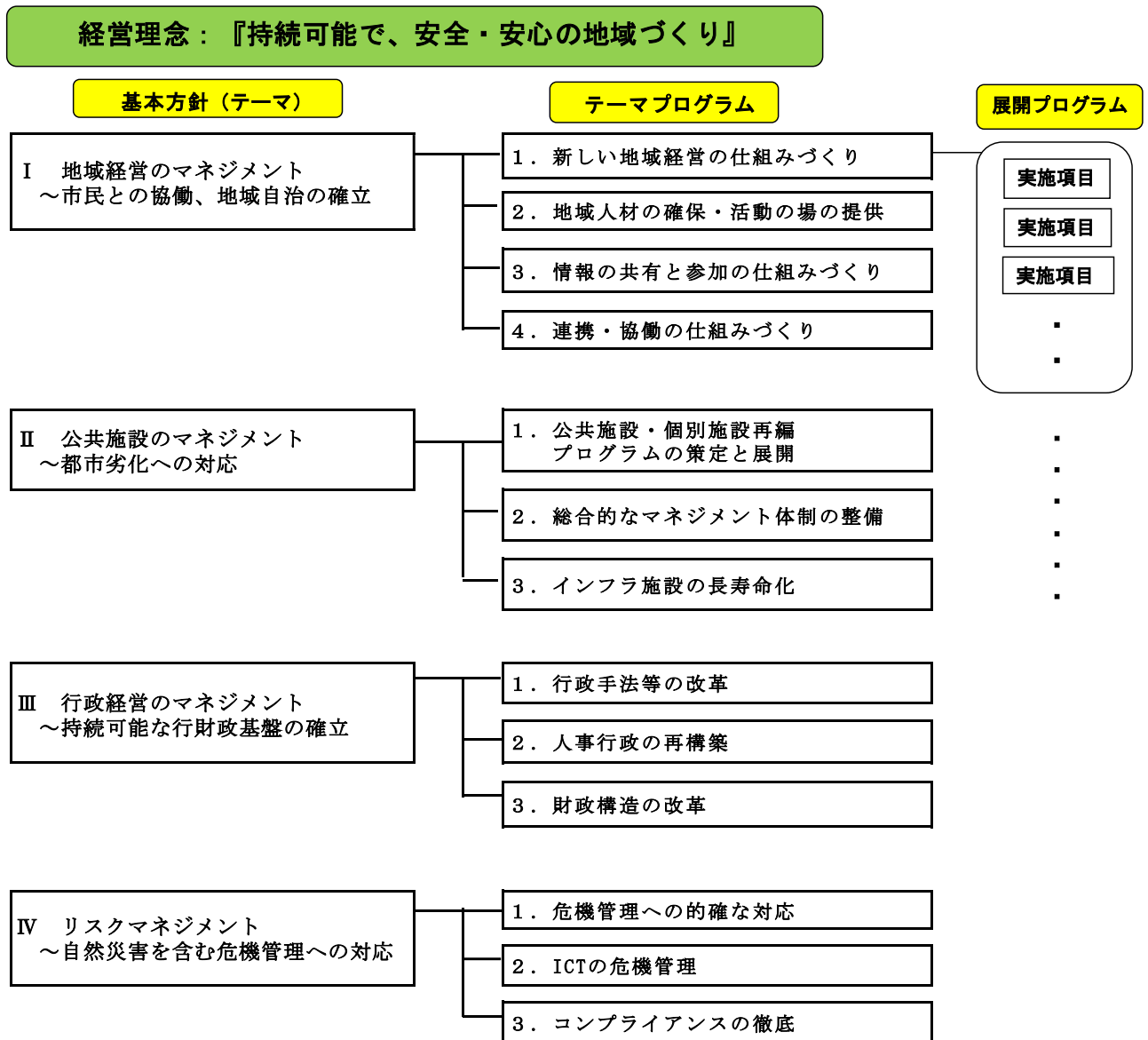


第2章 4つのマネジメント

経営戦略の体系

「総合戦略」と「公共施設等総合管理計画」に掲げた施策を展開するとともに、諸課題解決への取組みを推進していくため、次の4つのマネジメントに戦略的に取り組みます。

「基本方針（テーマ）」ごとに「テーマプログラム」を定め、その「テーマプログラム」の達成に向けてそれぞれ設定した個別の実施項目群を『展開プログラム』として展開します。



I 地域経営のマネジメント

- 子育てや介護、健康づくり、環境衛生、安全・安心など、地域が抱える課題やニーズが多様化・複雑化している中で、これまでのように行政が画一的に取り組むより、地域の特性を生かし、きめ細やかに取り組んでいくことで、市民のニーズに的確に応えることが求められています。
- 地域には 92 の行政区があり、これまで、行政の一翼を担い、地域課題の解決に積極的に取り組んでいますが、行政区への加入率の低下、少子化と高齢化による担い手の不足など、継続的な活動が難しい状況も懸念されています。
一方、地域には、小中学校の P T A ・育成会活動や、公民館での活動などに、自主的に参加する多くの団体・市民がいます。また、地域福祉の担い手である社会福祉協議会を通じて、介護や子育て、障害者福祉などのボランティア活動に参加している市民や自主的なグループが数多く結成されています。
- 行政区をはじめ、地域に関わる様々な組織や団体が連携して、地域課題の解決や地域特性を生かしたまちづくり・地域づくりに、創意工夫して取り組むことができるように、一定の権限と財源を移譲し、自主的に地域を運営していく「新しい地域経営の仕組みづくり」を進めます。
- 行政が担ってきた公共的サービスの提供や、まちづくりの課題に市民や地域の団体が主体的・自主的に関わるなど、新たな公共の担い手としての人材確保に取り組むほか、市民団体などに、活動の拠点として公共施設などを提供したり、団体間の情報交換や交流の場の形成に取り組みます。また、地域課題の解決に向けた学習や実践の機会を提供するなど、市民団体の活動を支援する仕組みづくりに取り組みます。
- こうした仕組みをつくり、市民が地域づくりや市政運営に積極的に関わっていくためには、これまで以上に情報の共有化が課題となってきます。
市政に関する情報を閲覧し、入手しやすい場や機会を提供するほか、100 人委員会や各種審議会等への市民参加を拡大するなど、市民との情報の共有化や市民参加の拡充をさらに進めていきます。

【取り組みテーマ】

【テーマプログラム】

地域経営のマネジメント

①新しい地域経営の仕組みづくり

②地域人材の確保と活動の場の提供

③情報の共有と参加の仕組みづくり

④連携・協働の仕組みづくり

① 新しい地域経営の仕組みづくり

地域住民や地域を構成する組織・団体が、地域の課題を共有し、自主的に解決に取り組む「地域経営の仕組みづくり」を進めます。

【取り組みの方向性と展開プログラム】

■地域の協議の仕組みづくり

- 行政区や育成会などの地域団体や、様々な分野で活動する NPO・ボランティア団体などが相互に連携を図り、地域の課題に自主的に取り組むための「地域の協議の仕組みづくり」に取り組みます。そのため、一定の権限・財源の移譲や人的支援、活動の場の提供、情報提供などを行う支援の仕組みについて検討するとともに、モデル地域で展開を図ります。

《展開プログラム》

実施項目		No. 1 0 1 地域の協議の仕組みづくり			担当課	関係課等
展開スケジュール						
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	企画政策課 総務課	財政課 社会福祉課 介護福祉課 生涯学習課 道路維持課 環境課 社会福祉協議会
<ul style="list-style-type: none"> ◆庁内検討組織の立ち上げ ◆地域課題の現状把握、地域の取組の整理 ◆庁内専任組織の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民や地域を構成する組織・団体による新しい地域経営の協議の場づくり ◆地域による地域課題の解決のための仕組みの検討 ◆地域の活動を支える仕組みの検討 ◆地域への説明 	<ul style="list-style-type: none"> ◆モデル地域の選定・展開 	<ul style="list-style-type: none"> ◆モデル地域での展開に基づき、制度の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ◆対象地域の拡大 		

■地域課題の学習機会の提供

- 地域課題の把握や課題解決に向けた学習機会を提供するため、公民館等で地域課題や地域ニーズに即した講座などを企画・実施し、地域が主体的に地域課題の解決に取り組む基盤づくりを進めます。

《展開プログラム》

実施項目		No. 1 0 2 地域課題の学習機会の提供			担当課	関係課
展開スケジュール						
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	生涯学習課 総務課 企画政策課	
<ul style="list-style-type: none"> ◆公民館・図書館のあり方検討の中で、地域課題の解決のための講座等のあり方について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域意見の集約と講座への反映 	<ul style="list-style-type: none"> ◆モデル地域における学習活動の支援 				

② 地域人材の確保と活動の場の提供

行政区やNPO・ボランティア団体などで活動する市民などの多様な人材のデータベース登録を進めるとともに、市民などが様々な場面で活躍できる仕組みを構築します。

【取り組みの方向性と展開プログラム】

■地域人材育成方針の策定と事業の実施

- 公民館活動や健康づくり活動などを通じて培った経験をさらに高め、地域課題解決の取り組みに率先して関わる人材の人材育成方針を策定し、地域人材の育成を図ります。

《展開プログラム》

実施項目		No. 1 0 3 地域人材育成方針の策定と事業の実施			担当課	関係課
展開スケジュール						
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)		
◆地域人材育成方針の策定		→			生涯学習課 総務課 企画政策課	介護福祉課 社会福祉課 総合窓口課 健康増進課
	◆方針に基づき人材育成にかかる事業を実施する	→				

■地域人材の確保と活動の場の提供

- 行政区などの地域の団体が構成する協議組織が、自主的に活動を展開するためには、地域の活動を担う人材の確保が重要です。地域で活動する様々な知識・技術や豊富な経験をもつ人材のデータベース登録を進め、人材情報を提供する基盤づくりに取り組みます。また、登録した市民などが、様々な場面で活躍できる仕組みづくりを進めます。

《展開プログラム》

実施項目		No. 1 0 4 地域人材の確保と活動の場の提供			担当課	関係課
展開スケジュール						
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)		
◆地域で活動している人材の把握	◆人材バンク登録制度の確立	→			企画政策課 生涯学習課 総務課	介護福祉課 社会福祉課 総合窓口課 健康増進課
	◆人材バンク登録者の派遣の仕組みづくり	◆制度の運用	→			

③ 情報の共有と参加の仕組みづくり

市政に関する様々な情報を市民などと共有するため、情報提供の場・機会を創出するとともに、市民などの意見を行政に反映させるため、タウンミーティングの拡充のほか、新たな市民参加手法の定着を図ります。

【取り組みの方向性と展開プログラム】

■地域コミュニティの情報基盤の整備

- 市民、地域団体、企業、NPOなどが、地域の課題解決や活性化を図るうえで必要な情報交換を支援するため、地域情報サイトなど（情報通信技術）を活用した環境づくりに取り組みます。

《展開プログラム》

実施項目	No. 105 地域コミュニティの情報基盤の整備					担当課	関係課
展開スケジュール							
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)			
◆広報戦略指針による展開	→					情報政策課	
◆公式SNSの運用開始・検証	→						

■市政情報コーナー（仮称）の設置

- 行政資料の閲覧や情報公開請求の対応、市政情報をはじめとした市民活動や観光の情報など、市政全般にわたり総合的に情報を収集・発信するための市政情報コーナー（仮称）のあり方を検討します。

《展開プログラム》

実施項目	No. 106 市政情報コーナー（仮称）設置の検討					担当課	関係課
展開スケジュール							
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)			
◆市政情報の整理・図書館のあり方検討		◆設置の検討	→			情報政策課	企画政策課

■タウンミーティングの開催

- 市民との対話を通じて相互理解を深めるため、市長が直接市政の現状を説明し、市民と意見交換する機会として、地域別、対象者別にタウンミーティングを定期的・継続的に企画・開催し、市政への参加の機会を確保します。

《展開プログラム》

実施項目		No. 107					タウンミーティングの開催	
展開スケジュール							担当課	関係課
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)				
◆出前懇談会の開催(対象者別、テーマ別、地域別)						秘書室	企画政策課	

■新たな市民参加手法の導入

- 市政への参加・参画の機会が少ない市民や若年世代の参加を促すため、各種審議会への委員公募の仕組みの確立や、無作為抽出の市民による意見交換会などを開催することにより、市政への参加の機会を確保します。

《展開プログラム》

実施項目		No. 108					新たな市民参加手法の導入	
展開スケジュール							担当課	関係課
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)				
◆無作為抽出の手法など多様な市民参加手法の検討	◆実施						企画政策課	
◆各種審議会等の委員公募等の仕組みづくり	◆実施							

④ 連携・協働の仕組みづくり


市民、地域団体、NPO など地域に関わる様々な主体が、新たな公共の担い手として市政運営に参画し、連携・協働して地域づくりに取り組む基盤を整備します。

【取り組みの方向性と展開プログラム】

■市民活動団体等の活動拠点と支援組織の設置

○ 地域経営を担う市民活動団体などの自立的な活動を支援するため、活動や交流の場、情報の交換・発信の拠点づくりについて、市民活動団体を支援する組織のあり方を検討します。


《展開プログラム》

実施項目		No. 1 0 9 市民活動団体等の活動拠点と支援組織の設置					担当課	関係課	
展開スケジュール									
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)					
◆市民団体等の実態把握 ◆他団体における事例調査研究	◆市民活動団体支援組織のあり方検討 ◆活動拠点の設置・検討				◆検討結果に基づく対応			企画政策課	総務課 社会福祉課 生涯学習課

■協働のまちづくりを推進する支援制度の創設

○ 市民、行政区、NPO、ボランティア団体などの様々な活動と、連携・協働の取り組みを推進する支援制度のあり方について検討します。


《展開プログラム》

実施項目		No. 1 1 0 協働のまちづくりを推進する支援制度の創設					担当課	関係課	
展開スケジュール									
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)					
◆補助金等の一斉見直しに合わせ、協働のまちづくり推進のための支援制度のあり方の検討					◆検討結果に基づく対応			企画政策課	総務課 財政課 社会福祉課 生涯学習課

■協働推進方針（仮称）の策定と事業展開

- 市民・企業・行政など多様な主体が、相互の責任と役割分担のもと、協働して地域課題を解決するための協働推進の基本指針を作成し、地域課題の解決に向けた多様な協働事業を進めます。


《展開プログラム》

実施項目		No. 1 1 1		協働推進指針（仮称）の策定と事業展開		
		展開スケジュール			担当課	関係課
2017年度 （平成29年度）	2018年度 （平成30年度）	2019年度 （平成31年度）	2020年度 （平成32年度）	2021年度 （平成33年度）		
◆協働事業の実態調査	◆協働推進指針の策定				企画政策課	総務課 社会福祉課 生涯学習課
◆先進自治体の事例調査研究	◆提案公募制度の検討	◆指針に基づく事業展開				

■コミュニティビジネスの支援

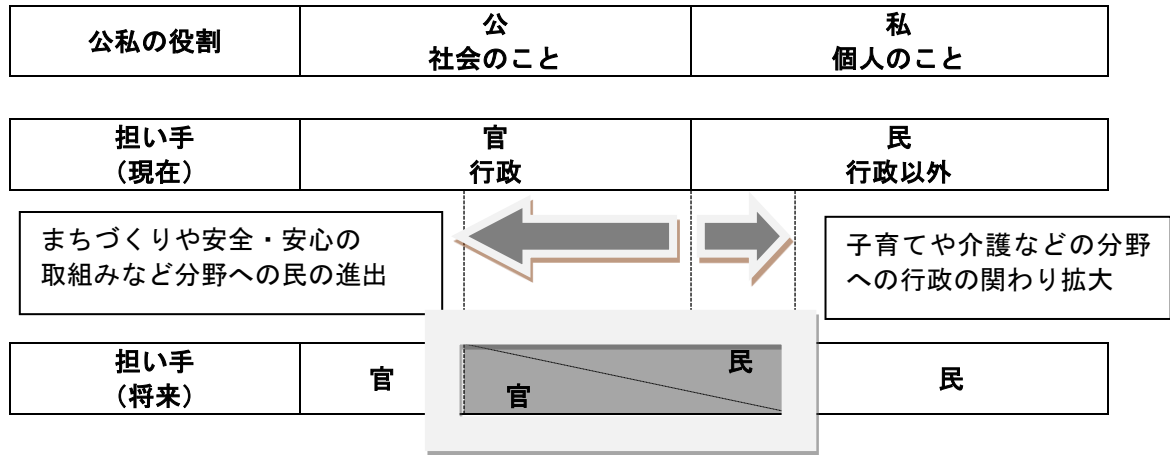
- 地域の自然や文化、人材、施設など地域の資源を活用し、地域が抱える課題をビジネスの手法で解決に取り組む「コミュニティビジネス」を支援するため、研修会やシンポジウム、交流会などを開催して、NPO などの市民団体と行政との連携・協働を進めるとともに、ビジネス展開を通じて起業化につなげていきます。

《展開プログラム》

実施項目		No. 1 1 2		コミュニティビジネスの支援		
		展開スケジュール			担当課	関係課
2017年度 （平成29年度）	2018年度 （平成30年度）	2019年度 （平成31年度）	2020年度 （平成32年度）	2021年度 （平成33年度）		
◆コミュニティビジネスの実態把握	◆支援の仕組みの検討				企画政策課	総務課 社会福祉課 生涯学習課 商工観光課
◆先進自治体の事例調査研究	◆研修会、交流会などの開催	◆定期的開催				

これからの地域経営と市民の関わりのイメージ

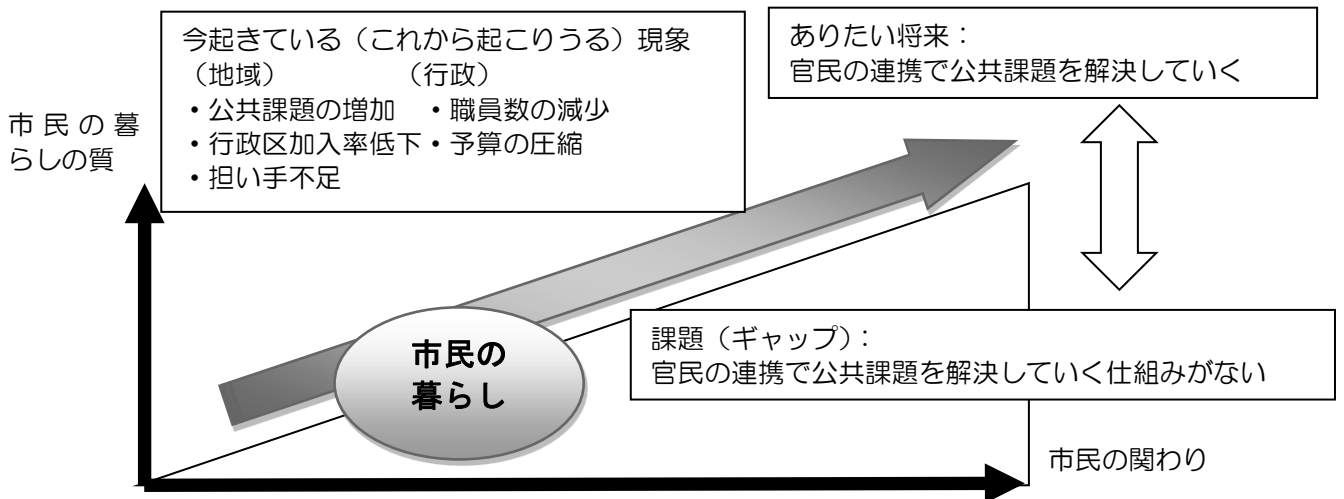
○公共の担い手（ありたい将来）



官民の連携（協働）で効果が広がる

※家庭や地域の領域とされてきた子育てや介護などの分野に、行政の関わりが拡大している一方、まちづくりや安全・安心の取組など、これまで行政が担ってきた分野に、民間企業や民間団体、地域団体・個人が積極的に関わるようになってきている。また、子育てや介護などのサービス提供分野の担い手も、民間企業や民間団体、地域団体などが進出している。

○市民の関わりと市民の暮らしの質の関係性



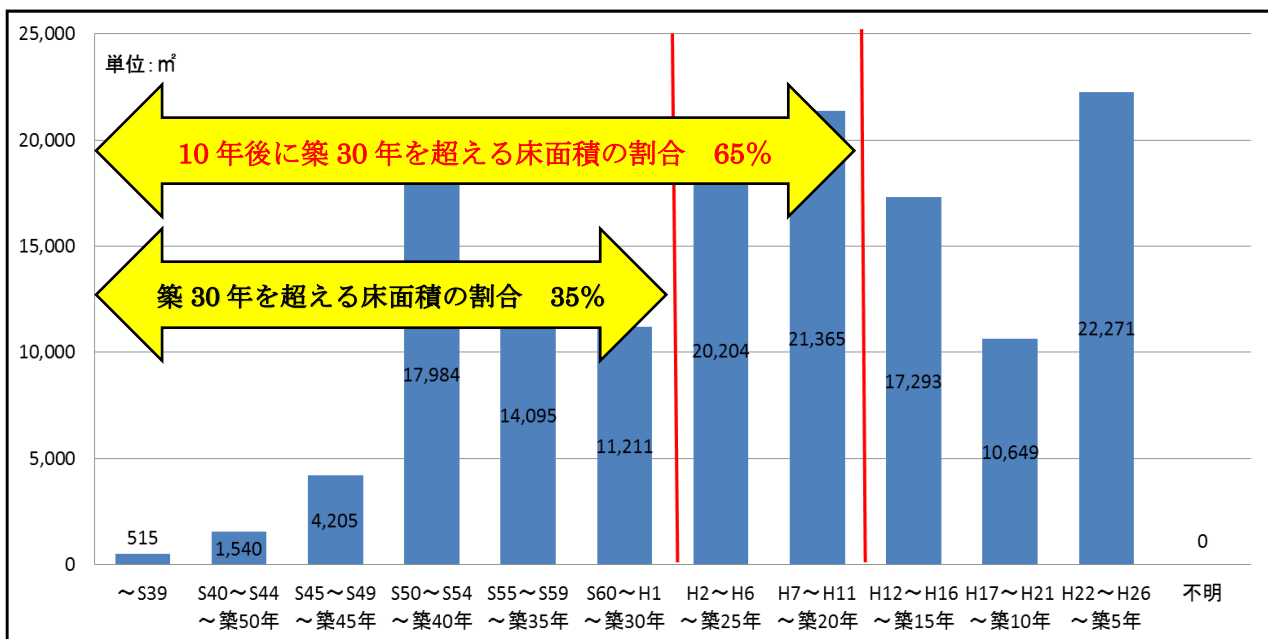
※今起きている（これから起こりうる）現象の中でも、行政活動に対する市民の関わりが増えていけば、市民の暮らしの質は上がっていく。

地域経営のマネジメントの取組指標

指標名	指標設定の考え方	現状	平成 33 年度	担当課
地域住民や団体により自主的な協議の場が形成された地区数	地域自治の仕組みづくりの進捗状況を示します。 目標値は旧小学校区域を 1 エリアと仮置きし、18 地区のうち 3 地区（麻生・北浦・玉造に各地区に 1 か所）	—	3 地区	企画政策課
地域人材確保数	地域づくりを担う人材が確保できた状況を示します。 目標値は、各年度の登録数を 20 人程度とします。	—	100 人	生涯学習課
タウンミーティングなどの開催による市民参加者数	市長との懇談を通じて、行政情報を提供した機会の数を示します。 目標値は、年間の市民参加者数とします。	—	100 人／年	秘書室
市民・企業などとの協働事業数	市民・企業などと連携し、行政課題の解決に取り組んだ状況を示します。 目標値は、市民・企業などと協働で実施した事業数とします。	—	協働事業の創出	企画政策課

II 公共施設のマネジメント

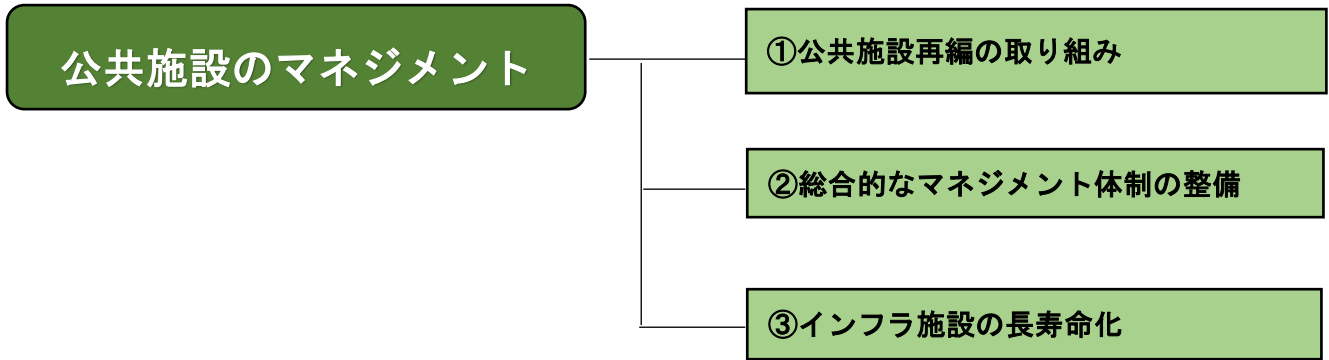
- 市の公共施設（公共建築物）は約 160 施設ありますが、その多くは、昭和 50 年代から 60 年代にかけての人口急増期、市民の要望や時代の要請に応じて整備したもので、建築から 30 年経過した施設の床面積は約 35% を占め、今後、10 年以内に建築後 30 年を超える施設の面積は全体の 3 分の 2 にもおよび、老朽化が進んでいます。また、耐震化への対応のほか、バリアフリー化や環境負荷の低減への取り組みも求められています。
- 公共施設は、各種施策を展開する上で重要な役割を担う一方、地域の活動の拠点として機能していますが、人口減少社会を迎え、少子高齢化が進む中で、施設の機能のあり方とともに、配置のあり方についても見直していくことが必要となっています。
このため、平成 28 年 4 月に、「行方市公共施設等総合管理計画」を策定し、施設種別ごとの今後の方向性を示しました。今後は、この計画の方向性に基づき、市民との合意形成を図って、公共施設の再編を進めていくことが重要な課題となっています。
- 各施設の安全性、必要性、有効性、効率性について分析・評価するとともに、施設の配置基準の考え方を明らかにし、統廃合や用途変更などの再編を含めて、地域における公共施設のあり方について、市民の参画の機会を設けて、検討していきます。
- これまでの公共施設は、建てることに重きが置かれ、長寿命化の視点からの対応は先送りされてきました。市民の貴重な税金で整備した公共施設を、耐用年数を超えて「使いきる」との発想のもと、これまでの対処療法的な補修から、予防保全を含む計画的な改修を行って、長寿命化を図るとともに、公共施設に関する情報と管理の一元化を図り、効果的かつ効率的に施設を管理する「ファシリティマネジメント」の仕組みを導入します。
- 一方、道路や橋りょう、公園、上下水道などは、市民生活や企業活動に欠かせない都市基盤施設ですが、これらの施設も老朽化が進んでいます。市民生活などの維持・向上のため、計画的な改修や予防保全に取り組んでいきます。



※【老朽化の状況（廃園・廃校を除く）】（行方市公共施設等総合管理計画から抜粋）

【取り組みテーマ】

【テーマプログラム】



① 公共施設再編の取り組み

既存公共施設（公共建築物）の安全性・必要性・有効性・効率性を分析し、地域の実情や需要を見極め、統廃合や複合化、用途変更などを含む「行方市公共施設再編に向けた展開プログラム」を、市民との合意形成を図りながら策定するとともに、計画に基づき、公共施設の配置・総量の最適化をめざします。
また、再編後の公共施設の有効活用に関する方針を策定します。

【取り組みの方向性と展開プログラム】

■公共施設再編に向けた展開プログラムの策定とその後の展開

○ 平成 28 年 4 月に策定した「行方市公共施設等総合管理計画」に掲げる諸課題の解決に取り組むため、各施設の必要性などを分析・評価するとともに、地域や市民との合意形成を図るためのワークショップを開催し、「行方市公共施設再編に向けた展開プログラム」を策定します。

※「行方市公共施設再編に向けた展開プログラム」は、公共施設等総合管理計画の実施計画にあたります。
公共施設を再編するうえでは、公共施設が市民生活に密着している施設も数多くあることから、見直しに際しては、事前に様々な課題を整理する必要があります。このため、課題解決への道筋を「展開プログラム」として示し、市民の理解を得て進めることが重要なことから、「公共施設再編に向けた展開プログラム」という名称を採用しています。


《展開プログラム》

実施項目		No. 2 0 1			公共施設再編に向けた展開プログラムの策定とその後の展開	
展開スケジュール					担当課	関係課
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)		
<ul style="list-style-type: none"> ◆施設の必要性等の分析・評価 ◆市民ワークショップの開催 ◆施設配置基準の検討 ◆再編に向けた展開プログラムの策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域との個別協議 ◆課題事項への対応 				財政課	関係各課
		<ul style="list-style-type: none"> ◆個別協議結果に基づく対応 ◆課題事項への対応結果に基づく対応 				

■再編後の公共施設の有効活用

- 利用率の低い施設の他分野への活用や、統廃合などで余剰となるスペースについて、他の公共目的への転用や、地域の活動拠点としての活用、民間企業などへの売却・貸出など、有効活用の方法を検討します。
- 特に、地域との個別協議により地域の活動拠点として、引き続き地域が使用する施設については、譲渡する仕組みをつくります。




《展開プログラム》

実施項目		No. 2 0 2 再編後の公共施設の有効活用			担当課	関係課
展開スケジュール						
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)		
◆再編展開プログラム策定後の余剰スペースの実態把握 ◆公共目的利用の意向調査 ◆地域への譲渡等の仕組みづくり ◆財産処分の基本方針の策定		 ◆地域との個別協議結果に基づく対応			財政課	総務課 企画政策課

■遊休資産の情報の一元化と財源確保・活用のルールづくり

- 処分可能な資産の情報を一元管理し、適宜、ホームページなどで情報提供を行うなど、遊休資産の処分を進めます。処分によって確保できた財源については、基金に積み立て、将来の公共施設の更新や大規模改修の際の財源として活用するルールを設けます。

《展開プログラム》

実施項目		No. 2 0 3 遊休資産の情報の一元化と財源確保・活用のルールづくり			担当課	関係課
展開スケジュール						
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)		
◆遊休資産の実態把握と情報の一元化 ◆財産処分した資産による財源確保と活用ルールづくり	◆処分可能な資産のHPへの掲載 ◆基金の造成	 ◆HPへの随時掲載などの情報提供			財政課	企画政策課
		 ◆処分により確保できた財源の積み立てと活用				
◆遊休資産の企画提案制度による有効活用の検討		 ◆検討結果に基づく対応				

② 総合的なマネジメント体制の整備

今後も保有する公共施設（公共建築物）について、予防保全を含む計画的な改修により長寿命化を図るとともに、公共施設に関する情報を一元管理し、施設の維持管理や改修に、一体的に取り組む体制を整備します。


また、公共施設の新設や改修などの計画について、計画の構想から整備に至る各段階で、整備の必要性などについて検証する検討組織を設置し、公共施設の最適化を進めていきます。

【取り組みの方向性と展開プログラム】

■公共施設に関する情報の一元化

- 施設の整備から修繕、維持管理に関する全ての情報の一元化・共有化を図り、効果的かつ効率的に運営する仕組みを確立します。その際、地理情報システム（GIS）を活用した情報管理について検討します。

《展開プログラム》



実施項目		No. 204 公共施設に関する情報の一元化			担当課	関係課
展開スケジュール						
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)		
◆固定資産台帳、施設台帳を活用したデータの収集・整理	◆施設情報のデータベース化 ◆地理情報システムの導入検討 ◆施設カルテの整備	◆施設情報のデータベースの活用による運用 			財政課	施設担当課

■公共施設保全計画の策定と対応組織の検討

- 今後も保有する公共施設について、ライフサイクルコストを考慮しながら、総合的・長期的観点から保全計画を策定し、計画的な施設の改修に取り組み、改修費用の平準化と耐震化、長寿命化、機能の向上（バリアフリー化や省エネルギー化など）を進めます。

この取り組みを進めるためには、技術的な知見が必要なことから、営繕を担当する組織のあり方、技術職などの職員配置のあり方について検討します。


《展開プログラム》

実施項目		No. 205 公共施設保全計画の策定と対応組織の検討			担当課	関係課
展開スケジュール						
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)		
◆予防保全を必要とする施設の選定		◆劣化診断の実施		◆保全計画に基づく改修工事 	財政課	総務課
◆予防保全を含む長寿命化を担当する営繕部門の組織・体制のあり方検討		◆組織・体制の検討結果に基づく対応 				

■公共施設あり方検討委員会（仮称）の設置

- 公共施設の整備（新設、建て替え、改修等）にあたって、その必要性や機能のあり方、整備水準、規模、デザイン、バリアフリー対応、環境負荷、建築費と財源確保、管理運営のあり方などについて、事前に点検する「公共施設あり方検討委員会」（庁内組織）を設置し、公共施設のマネジメント体制を確立します。



《展開プログラム》

実施項目		No. 2 0 6	公共施設あり方検討委員会（仮称）の設置			担当課	関係課
展開スケジュール							
2017年度 （平成29年度）	2018年度 （平成30年度）	2019年度 （平成31年度）	2020年度 （平成32年度）	2021年度 （平成33年度）			
◆検討委員会の所掌事項、委員構成等について検討	◆委員会の設置 ◆案件の協議				◆適宜、開催	財政課	総務課 企画政策課 施設担当課

■公共施設の管理運営手法の総点検

- 直営（一部業務委託を含む）で管理運営している公共施設について、民間活力を活用した効果的かつ効率的な運営手法の導入について、施設評価に基づき検討します。
引き続き、直営（一部業務委託を含む）で管理運営する施設については、施設の保守点検や維持管理における業務委託について、一括管理委託の導入を検討します。

《展開プログラム》

実施項目		No. 2 0 7	公共施設の管理運営手法の総点検			担当課	関係課
展開スケジュール							
2017年度 （平成29年度）	2018年度 （平成30年度）	2019年度 （平成31年度）	2020年度 （平成32年度）	2021年度 （平成33年度）			
◆公共施設再編展開プログラムの策定 ◆全施設の管理運営方法、管理運営費の実態把握	◆施設評価の実施 ◆管理運営手法の点検 ◆包括業務委託制度の検討				◆点検結果に基づき管理手法の見直し	財政課	総務課 施設担当課
		◆導入可能性調査と課題整理			◆調査結果に基づき順次拡大		

■指定管理者制度の運用の適正化

- 指定管理者制度導入施設については、サービスの向上と財政的な効果、制度導入後の諸制度の見直し状況などの視点から、指定管理者制度の継続を含め、管理運営のあり方について検証します。
- また、モニタリング評価及び要求水準書について、外部の視点から点検し、必要に応じて改善を図ります。

《展開プログラム》

実施項目		No. 208 指定管理者制度の運用の適正化					担当課	関係課
展開スケジュール								
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)				
◆指定管理者制度導入施設の点検		◆点検結果に基づき、必要に応じて順次対応					財政課	総務課 施設担当課
◆モニタリング評価、要求水準書の検証		◆検証結果に基づき、必要に応じて見直し						

■PFI・PPP制度の導入検討

- 大規模施設の更新・新設、大規模改修などに際し、PPP・PFIなどによる民間資本の活用を図るため、PPP・PFIの導入方針の策定に取り組むとともに、必要に応じて導入可能性調査を実施し、整備手法について検討します。

《展開プログラム》

実施項目		No. 209 PFI・PPP制度の導入検討					担当課	関係課
展開スケジュール								
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)				
◆PFI・PPP制度の導入方針の検討・策定		◆必要に応じて導入可能性調査の実施				財政課	施設担当課	

③ インフラ施設の長寿命化

道路・橋りょう、公園、上水道施設、下水道施設の都市基盤施設については、市民生活や企業活動にとって不可欠な施設であることから、予防保全を重視した管理運営方法により、計画的な改修と効率的な管理を行います。

【取り組みの方向性と展開プログラム】

■インフラ施設の長寿命化

- 平成 28 年 4 月に策定した「行方市公共施設等総合管理計画」及び策定予定の「行方市公共施設再編に向けた展開プログラム」に基づき、長寿命化、ライフサイクルコストの低減、維持更新費用の平準化を図ります。

《展開プログラム》

実施項目		No. 2 1 0			インフラ施設の長寿命化	
展開スケジュール					担当課	関係課
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)		
◆道路長寿命化計画の策定		◆計画に基づき対応			都市建設課	財政課
◆公園施設					道路維持課	財政課
◆水道ビジョン(インフラ長寿命化計画、経営戦略)に基づき対応					水道課	財政課
◆下水道全体計画、事業計画の見直し		◆計画に基づき対応			下水道課	財政課
◆長寿命化計画の策定		◆計画に基づく対応				

公共施設のマネジメントの取組指標

指標名	指標設定の考え方	現状	平成 33 年度	担当課
情報の一元化	施設の改修履歴などを含む情報の一元化の取組み状況を示します。 目標値は、全施設数のうち一元化できた施設の割合とします。	—	100%	財政課
財産処分の方針と財源確保対策	公共施設の有効活用の状況や財源確保の状況を示します。 目標値は、財産処分の件数とします。	—	5 件	財政課
公共施設保全計画の策定	計画的に施設保全に取り組む方向性を示します。 目標値は、計画の策定期間とします。	—	32 年度	財政課
施設の管理運営に民間活力を活用した状況	民間活力の活用により効率的な管理運営が進められているかを示します。 目標値は、全ての公共施設のうち、民間企業や地域が管理運営する施設数とします。	5 施設	10 施設	財政課
インフラ長寿命化計画の適正な管理運用	計画的な改修と効率的な管理に取り組む方向性を示します。 目標値は、計画の策定期間、進捗状況とします。	—	31 年度	財政課

Ⅲ 行政経営のマネジメント

- 人口減少と少子高齢化が同時に進行し、社会の枠組みが大きく変化する中で、介護や医療費などが増大するとともに、子育て環境の整備が必要となるなど、社会保障関係経費の増加が避けられない状況になっています。また、東日本大震災を契機に、安全・安心への対応がより一層求められ、地域防災力の充実・強化が急務となっています。このほか、障害者差別解消法の施行に伴う公共施設のバリアフリー化、環境制約の高まりから地球温暖化を防止するための対策やごみ減量・リサイクルの推進、次世代を担う子どもたちの教育環境の整備、基幹産業である農業の振興など、様々な課題への対応が必要となっています。

一方、今後の市財政を展望すると、消費税増税による増収効果も予想されますが、人口減少・人口構造の変化とも相まって、市税収入の伸びに期待することは難しく、また、3町合併に伴い増額されている普通交付税の合併算定特例の終了などもあり、歳入環境は、極めて厳しい状況が続くものと思われます。
- こうした中で、持続可能な行財政基盤の確立は喫緊の課題となっています。これまでの制度や枠組みに捉われない『新機軸』の発想により、行政全般にわたり徹底した改革を進めなければなりません。

都市経営の視点から、これまで以上に効果的・効率的な行政運営への転換を図り、施策の優先順位を明らかにするとともに、行政の制度や仕組み、事務事業の見直しを通じ、限られた行財政資源を最大限活用して、市民サービスの維持・向上を図っていく必要があります。
- 職員定数については、合併後の平成18年4月1日に在職していた472人が、累次の見直しにより、平成29年4月1日には334人となっています。

職員定数の適正化を進める中で、多様化・複雑化する行政課題に的確に対応するためには、これまで以上に職員の果たす役割が重要になっていきます。職員一人ひとりの能力を高め、効果的かつ効率的な行政サービスを提供するとともに、市民の視点で施策・事業を推進することができる人材育成が求められます。

また、公共施設の管理運営や事務事業の中には、民間活力の活用やICT技術の拡大により、さらに業務の効率化を図り、職員の適正配置に努めていく必要があります。
- 我が国の経済は持ち直しの兆しがありつつも、依然として地方財政は厳しい状況に置かれています。こうした中で、市財政は、今後とも税収に大きな伸びを期待することが困難であり、合併算定特例の終了により普通交付税も減額となることから、現行の施策の維持さえ困難な状況が憂慮されます。加えて、少子高齢化の進展や安全・安心のまちづくりなど、新たな時代の要請や市民の要望への対応も求められ、財政収支の均衡が失われかねません。

市財政の代表的な指標である経常収支比率は84%となっており、10年前の水準（平成18年度93.2%）と比較し改善されていますが、その理由は市税収入や普通交付税の増収など経常的な収入の伸びによるところが大きく、今後、ますます経常的な経費が増加していくことが予想されます。
- 一方、一般家庭の貯金に相当する財政調整基金と公共施設整備基金の残高は、平成27年度末には、それぞれ、約17億円、約7億円となっていますが、今後の社会保障関係経費の増加や公共施設の改修・更新を考慮すると、必ずしも十分とはいえません。

債務残高も（一般会計の市債と債務負担行為の残高、水道事業や下水道事業の市債残高の合計）200億円にのぼっています。

次世代の市民に健全な財政基盤を継承するため、緊急度や必要性などを分析し、施策の優先順位を精査し、限られた財源の重点的・効果的な配分を行い、中長期的な視野に立った計画的な財政運営を図ります。

【取り組みテーマ】

【テーマプログラム】

行政経営のマネジメント

①行政手法等の改革

②人事行政の再構築

③財政構造の改革

① 行政手法の改革

事業の必要性などを評価する行政評価制度の再構築を図り、第三者の評価を組み入れるなど、成果を重視し、効果的・効率的な市政運営を進めます。

施策・事務事業の執行や、施設の管理運営への民間活力の活用、ICT 技術の活用、業務の広域化への対応を通じて、組織、職員体制の見直しを行い、それらを反映した職員定数適正化計画を策定します。

契約制度については、これまで以上に、透明性、競争性、客観性、公正・公平性の向上を図るための事務のあり方について検討します。

複雑・多様化する行政課題に対応するため、近隣市を含む他自治体との広域行政のほか、国・大学などの研究機関と連携を図り、自治体の枠組みを超えた取り組みを推進します。

【取り組みの方向性と展開プログラム】

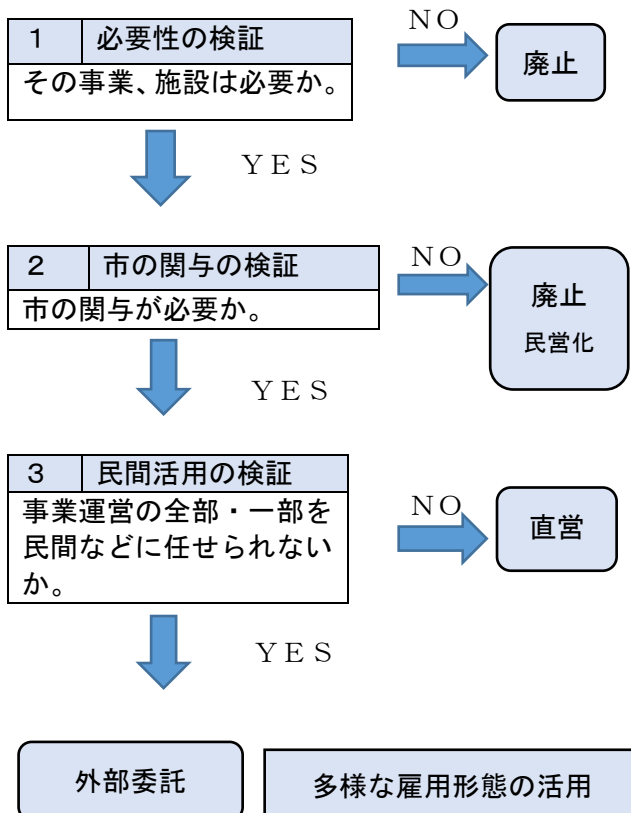
■行政評価制度の導入

- 都市経営の観点から成果を重視した行政運営に転換していくため、施策評価の実施と事務事業評価を再構築した行政評価制度を導入します。
- 事務事業評価については、事業の妥当性（必要性）、有効性、効率性、公平性を分析する評価の仕組みを整備し、施策評価などとあわせて実施していきます。
なお、全ての事務事業について、民間活力を活用することが可能か、予算編成過程を通じて点検を行います（公共施設に関しては、公共施設マネジメントの施設評価で実施します）。
新たな評価表は、事務事業評価での活用はもとより、事務の効率化、職員の負担軽減につながるように、予算事務や決算事務などへの活用のほか、決算監査への活用を要請していきます。また、人事評価制度などへの活用について検討します。
- 施策への貢献度を精査して、事業の優先度の選択や改善に結びつける施策評価について、予算編成過程にあわせて事前評価を実施し、翌年度、決算事務過程を通じて事後評価を行う仕組みを構築し、これらをあわせた行政評価制度の導入を図ります。
- 行政評価制度の客観性と実効性を高めるため、第三者評価（施策レビューなど）のあり方を検討します。

《展開プログラム》

実施項目	No. 3 0 1 行政評価制度の導入					担当課	関係課
展開スケジュール							
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)			
◆施策評価の仕組みの整備、評価体制の検討							
◆予算編成に合わせた事前・事後施策評価制度の試行導入	◆試行の拡大	◆試行の検証	◆本格実施				
◆事務事業評価の見直し・一部導入	◆対象事業を順次拡大						
◆民間活力活用の可能性の点検	◆予算編成過程に合わせて点検						
◆外部評価のあり方検討・試行	◆試行の拡大	◆試行の検証	◆本格実施				

民間活力活用の可能性の点検チャート



【点検の視点】

1. 必要性の検証

- 事業開始当初の目的を既に達成していないか
- 施策目的の達成に貢献しているか
- サービスの利用率、利用頻度は下がっていないか
- 事業の統廃合は可能か など

2. 市の関与の検証

- 市が行わなければならない仕事か
- 民間ではできない仕事か など


3. 民間活用の検証

- 法制度上、民間事業者等に任せられないのか
- コストの削減は可能か
- サービスの維持・向上が可能か
- 公平性・公共性・守秘義務は保てるか など

■民間からの提案公募制度の導入検討

- 行政課題が複雑、多岐に亘るなかで、きめ細かに行政サービスを展開するには、地域の力や民間活力の活用が欠かせません。また、これまでの行政の枠組みでは考えられないような新しい発想による地域や民間企業などの活動も見受けられます。
- 地域団体や市民団体、民間企業などが、積極的に自らのノウハウを活かし、実施可能な事業について提案を募る「提案公募型アウトソーシング」などの仕組みを構築します。また、仕組みづくりに合わせて、公共施設の提供や事業費の支出のあり方、審査体制を含めて検討します。

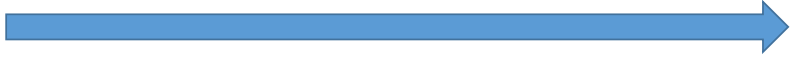
《展開プログラム》

実施項目		No. 3 0 2 提案公募制度の導入検討					担当課	関係課
展開スケジュール								
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)				
◆先進自治体の調査・研究						企画政策課	財政課 総務課 各担当課	
◆制度の検討					◆検討結果に基づく対応			

■職員定数の適正化

- 基礎自治体の役割や行政需要への変化の対応、公共施設の再編・統合、指定管理者制度の導入や民営化の推進、PFI事業の導入、多様な外部人材の登用などの民間活力の活用、ICT環境の整備などを図る一方、「総合戦略実施計画」に掲げる新たな行政需要に応えるための人材を確保することなどを盛り込んだ職員定数適正化計画を更新し、職員定数の適正化を進めます。
- 職員定数の適正化を進める一環として、業務の性質に応じた正規職員・任期付き職員・再任用職員・嘱託職員・臨時職員などの役割分担や配置のあり方を定め、多様な雇用形態の活用を進めます。また、嘱託職員などの意欲や能力向上のための方策について、処遇の改善を含めて検討します。

《展開プログラム》

実施項目		No. 3 0 3 職員定数適正化計画の更新と推進					担当課	関係課
展開スケジュール								
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)				
◆計画の更新と実施					◆事務事業の見直し等に基づく計画の更新と実施			
						総務課	財政課	

実施項目		No. 304 多様な雇用形態の活用			担当課	関係課
展開スケジュール						
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)		
◆正規職員とそれ以外の職員の配置基準の作成	◆規準の運用				総務課	
◆任期付職員の配置のあり方検討	◆検討結果に基づく運用					
◆嘱託職員などの意欲・能力向上策の検討	◆嘱託職員などの処遇規準の作成	◆規準の運用				

■契約制度の見直し

- 条件付き一般競争入札の拡大、特命随意契約（特に年度当初の随意契約）の見直しなどに取り組むとともに、入札事務のあり方について検討します。
- 庁内研修や専門機関への派遣研修により、工事監督にあたる職員の技能向上を図るとともに、外部アドバイザーの活用、任期付き職員の登用などにより、工事検査体制の強化を図ります。

《展開プログラム》


実施項目		No. 305 契約制度の見直し			担当課	関係課
展開スケジュール						
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)		
◆条件付き一般競争入札の拡大検討	◆検討結果に基づく対応				財政課	総務課
◆特命随意契約案件（年度当初開始の委託業務を含む）の見直し						
◆入札事務のあり方検討	◆検討結果に基づく対応					


実施項目		No. 306 品質の向上と確認体制の強化			担当課	関係課
展開スケジュール						
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)		
◆工事検査体制の強化のあり方について検討	◆検討結果に基づく対応				財政課	総務課

■広域行政の推進

- 環境や交通、防災、産業、観光、文化・スポーツなど市域を越えた行政課題に、近隣自治体と連携して取り組むとともに、業務の共同化や行政機関の共同設置などを検討し、市民の利便性の向上と効率的な行政運営を図ります。
- 広域的な視点から、産・学・官・金の連携を進め、地域特性を生かした個性あるまちづくりや地域活性化事業に取り組めます。

《展開プログラム》

実施項目		No. 307		近隣自治体との連携の検討			担当課	関係課
展開スケジュール								
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)				
◆広域連携が可能な業務について実態把握							企画政策課	関係各課
◆実態把握に基づき、近隣自治体と調整		◆調整結果に基づく対応						

実施項目		No. 308		産・学・官・金の連携・交流			担当課	関係課
展開スケジュール								
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)				
◆連携が可能な業務について実態把握							企画政策課	関係各課
◆実態把握に基づき研究・実施		◆研究結果に基づく対応						

② 人事行政の再構築

職員定数の適正化を進める中で、多様化・複雑化する行政課題に的確に対応するには、これまで以上に職員の果たす役割が重要になります。

職員一人ひとりの能力を高め、効果的かつ効率的な行政サービスを提供するとともに、市民の視点で、施策・事業を推進することができる人材育成が必要とされます。

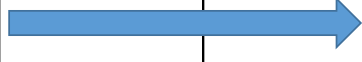
高い職務意識をもち、知識と能力を兼ね備えた職員集団となるよう、職員の意欲を高める人事行政を進め、組織風土の改革や職員の意識改革、人材育成に取り組みます。


【取り組みの方向性と展開プログラム】

■組織機能の強化

- 組織目標を共有し、総合戦略や経営戦略、公共施設等総合管理計画に掲げた諸課題に取り組むため、機能的・機動的で、生産性の高い組織体制を構築します。
そのため、各年度の本市の経営方針と、部署ごとの運営方針を策定して、組織目標を明確化するとともに、行政評価と連動して個人、組織の目標を設定し、その達成をめざす目標管理制度の確立を図ります。
- 複雑・多岐にわたる行政課題に適切に対応していくため、部や課を越えた組織横断的なプロジェクトチームを設置するなど、弾力的な組織運営を図ります。
- 組織機構の検討過程の明確化を図るため、組織のあり方を検討する庁内組織を設置して検討し、必要に応じて、組織機構の再編や改正を行います。

《展開プログラム》

実施項目		No. 309	目標管理による業務マネジメントの確立			担当課	関係課
展開スケジュール							
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)			
◆目標管理制度の構築					総務課	財政課 各課	
◆施策評価・事務事業評価を通じての個人・組織目標の設定と評価の試行		◆試行の点検・評価に基づく制度の再確認					
					◆本格実施		

実施項目		No. 310	横断的な組織体制の設置			担当課	関係課
展開スケジュール							
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)			
◆弾力的な組織体制（ワーキンググループ制、プロジェクト制）のあり方の検討。試行					企画政策課	総務課	
							
					◆本格実施		

実施項目	No. 3 1 1	効果的・効率的な組織機能の構築					
展開スケジュール						担当課	関係課
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)			
◆組織のあり方を検討する庁内組織の設置と仕組みの整備						企画政策課	総務課 財政課
◆次年度の組織機構再編の検討							
◆必要に応じて組織機構の再編・改正							

■人材の育成と活用

- 本市は、めざすべき人材像を「行方市の未来型行政運営を担える意識・能力をもった組織・職員」としています。このためには、職員一人ひとりが、次のような能力、姿勢及び視点を持つことができる環境づくりが必要です。
 - ◆「施策、部署ごとの縦割り行政を払拭し、組織横断的に課題を俯瞰して対応する能力」
 - ◆「市民や事業者等と協働して課題解決に取り組む姿勢」
 - ◆「施策や事業の効果を常に念頭において行動する経営の視点」
 - ◆「将来の行方市の発展と持続可能な行財政基盤を確立する視点」
 社会情勢の変化や職員意識調査の状況を踏まえ、人材育成方針の見直しを行うとともに、新たな研修などに取り組みます。
- 職員一人ひとりが、もてる能力を最大限に発揮し、業務の効率化や市民サービス向上に向けた取り組みを募る職員提案制度を創設していきます。また、政策立案能力を高め、諸課題に取り組む政策課題研究制度の構築など、積極果敢に行政課題の解決に取り組む環境づくりを進めます。
- 職場内で業務を遂行しながら、組織の一員として成長するために、必要な基本知識（法制、財務、契約など）や技能、取り組み姿勢、仕事をするものの価値や達成感などを、上司や先輩が、部下や後輩に身に付けさせる職場研修（OJT）に取り組みます。
- 異なる環境での経験を通じて、広い視野や柔軟な発想力を持つ職員を育成していくため、国、県、他自治体への研修派遣を拡充するとともに、民間シンクタンクなどへの派遣制度の導入を検討します。

《展開プログラム》

実施項目	No. 3 1 2	人材育成方針の見直し					
展開スケジュール						担当課	関係課
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)			
◆人材育成方針の見直し	◆新入材育成方針のに基づく実施計画の策定					総務課	
◆職員研修制度の見直し							
◆計画に基づき推進							
◆見直し計画に基づき推進							

実施項目		No. 3 1 3			職員の意識改革			
展開スケジュール							担当課	関係課
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)				
◆研修制度との関係を整理	◆職員提案制度の創設・運用	→					総務課 企画政策課	
◆プロジェクト制等との関係を整理	◆政策課題研究制度の創設・運用	→						

実施項目		No. 3 1 4			人事交流の推進			
展開スケジュール							担当課	関係課
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)				
◆県、民間企業等への派遣	→					総務課		
◆他市との相互交流の検討		→			◆検討結果に基づく対応			
◆民間シンクタンク等への派遣について先進自治体の事例を調査・研究		→			◆検討結果に基づく対応			

③ 財政構造の改革

現在の財政状況や将来の目標値について公表し、市民と情報共有を進めるとともに、中長期的な財政収支を明らかにし、健全な財政の維持を図ります。

全ての歳出経費について、必要性や緊急性、効率性や有効性の観点から、事業や経費の見直しを徹底し、限られた財源の有効活用を図ります。


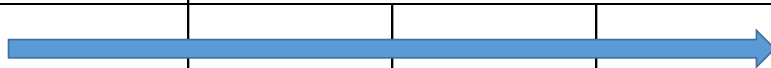
市税等収納対策の強化、市有資産の有効活用、受益者負担の適正化などにより自主財源の確保に努めます。



【取り組みの方向性と展開プログラム】

■健全な財政運営

- 市財政の状況を分析した財政白書や、新公会計制度に基づく財務諸表を作成・公表し、市民との情報の共有を図ります。
- 財政運営方針を策定・公表し、収支ギャップ解消のシナリオを示すとともに、財政健全化の指標として、①経常収支比率、②基金の積立残高、③債務残高、④実質公債費比率、⑤将来負担比率について目標値を掲げ、達成に向けた道筋を示します。
- 枠配分方式の見直しなど、予算編成手法の改革を進めます。

《展開プログラム》

実施項目		No. 3 1 5 財務情報の公表と市民等との共有					担当課	関係課
展開スケジュール								
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)				
◆財政白書など情報提供の手法の検討		 ◆検討結果に基づき実施					財政課	
◆新公会計制度による財務諸表の作成・公表 ◆毎年更新								

実施項目		No. 3 1 6 財政運営方針の策定と財政健全化目標の設定					担当課	関係課
展開スケジュール								
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)				
◆財政運営方針の策定・運用 ◆毎年度、検証							財政課	
◆財政健全化目標の設定と検証 ◆毎年度、検証								

実施項目	No. 3 1 7		予算編成手法の見直し				
展開スケジュール						担当課	関係課
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)			
◆行政評価制度と連携した予算編成手法の試行導入	◆試行の検証		◆本格実施及び検証			財政課	企画政策課

■歳出改革の推進

- 経常的経費について、以下の視点から見直しを進めます。
 - ◆人件費：「職員定数適正化計画」に基づき職員定数の適正化を進め、人件費の削減に努めます。
 - ◆扶助費：市単独の福祉施策（国・県制度への上乗せ、横出しを含む）の見直しを図るなど、扶助費の適正化に取り組みます。
 - ◆公債費：次世代との負担の公平性の観点から、公債費負担比率などを適正な水準に保ちながら、市債の有効活用を図ります。新たな市債の発行は、当該年後の元金償還額以下に抑制してプライマリーバランスを確保します。
 - ◆物件費：指定管理者制度の導入など民間活力の活用を考慮しながら、効率的な施設管理や事務作業のスリム化を進めるとともに、随意契約などの見直しにより委託料や役務費の圧縮を図ります。
 - ◆補助金：「補助金事業適正化方針」を策定し、補助金事業の一斉点検、見直しを図ります。
- 一般会計からの法定外の繰入金に依存している以下の特別会計について、経営の健全化に取り組みます。
 - ◆国民健康保険事業：他の健康保険制度に加入している市民との負担の公平性の観点から、保険料の見直しや収納率の向上を図ります。また、健康づくり施策の展開などにより、医療費の適正化やレセプト点検の強化に取り組みます。
 - ◆下水道事業：下水道全体計画・事業計画の見直し、経営戦略・中期経営計画の策定、下水道料金の見直しを図ります。
 - ◆水道事業：「水道ビジョン」に基づく経営と、水道料金の見直しを図ります。

《展開プログラム》

実施項目	No. 3 1 8		経常的経費の見直し				
展開スケジュール						担当課	関係課
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)			
◆人件費（嘱託職員も含む）： 職員定数適正化計画に基づく対応			◆			総務課 財政課	各課
◆扶助費： 市単独施策のあり方の検討			◆			社会福祉課 介護福祉課 こども福祉課	財政課
◆公債費： プライマリーバランスを確保した運用ルールづくり			◆			財政課	
◆物件費： 指定管理者制度の点検、 契約制度の見直し			◆			財政課	各課

実施項目		No. 3 1 9			特別会計の財政の健全化	
展開スケジュール					担当課	関係課
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)		
◆国民健康保険事業 法定外繰出金のあり方検討 保険料の見直し等					国保年金課	財政課
		◆あり方検討に基づく対応 ◆保険料の見直し結果による対応				
◆下水道事業 経営戦略・中期経営計画の策定 下水道料金の見直し					下水道課	財政課
		◆計画・見直し結果による対応				
◆水道事業 水道ビジョン に基づく経営					水道課	財政課
		◆常に検証				
◆水道料金の見直し						
		◆見直し結果による対応				

■補助金等の見直し

- 外部委員会に諮問し、補助金事業などの評価や補助金事業を見直すための適正化方針を定め、全ての補助金、交付金について点検し、必要に応じて見直します。
- 市民などとの協働指針に基づき、市民が行う協働のまちづくりの取り組みを支援するため、新たに、公募・提案型補助制度を創設し、審査体制を整備します。




《展開プログラム》

実施項目		No. 3 2 0			補助金等の見直し・ 協働のまちづくりを推進する支援制度の創設（再掲No.110）	
展開スケジュール					担当課	関係課
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)		
◆補助金等の実態把握と点検					財政課 総務課	各課
◆補助金事業を見直すための適正化方針の諮問・答申・策定		◆適正化方針に基づき評価 ◆評価結果に基づく対応				
◆補助金等の一斉見直しに合わせ、協働のまちづくり推進のための補助制度のあり方の検討					企画政策課	総務課 社会福祉課 生涯学習課
		◆検討結果に基づく対応				

■財政支出団体への要請

- 行方市社会福祉協議会に対し、地域福祉の重要な担い手として支援していく一方、介護保険事業等の事業者としての観点を含め、より一層の経営の効率化を要請していきます。
- 行方市シルバー人材センターに対して、高齢者に社会参加と就労の機会を提供する取り組みを支援する一方、受託事業の拡大など自主財源を確保し、自立性を高めるよう要請していきます。
- 行方市開発公社に対して、市からの指定管理等で委託している事業と自主事業について、職員配置を含めて明らかにし、自立化に向けた取組みの具体案づくりを要請していきます。

《展開プログラム》

実施項目		No. 3 2 1 財政支出団体への要請					担当課	関係課
展開スケジュール								
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)				
《社会福祉協議会》 ◆事業内容と収支及び職員配置について明確化を要請 ◆経営計画の策定を要請 ◆市と社会福祉協議会との役割分担を明確にし、財政支出のあり方について協議					◆協議結果により対応		社会福祉課	総務課 財政課
《シルバー人材センター》 ◆自立化に向けた経営計画の策定を要請 ◆市とシルバー人材センターとの役割分担を明確にし、財政支出のあり方について協議					◆協議結果により対応		介護福祉課	総務課 財政課
《開発公社》 ◆市からの受託事業と自主事業の内容と収支及び職員配置について明確化を要請 ◆市と開発公社との役割分担を明確にし、財政支出のあり方について協議					◆協議結果により対応		商工観光課	総務課 財政課


■歳入基盤の強化



- 税負担の公平性を確保し、安定した財政基盤を確立するため、課税客体の正確な把握を努め、納付機会の拡充により納税者の利便性を向上させるとともに、滞納整理事務の効率化と徴収実務の専門知識を有する人材の確保・育成によって、徴収率の向上を図ります。
- 公課及びその他の債権については、法令による徴収方法の違い、時効期間の違い、延滞金や手数料の違いなど、制度が複雑であり適正な管理が難しいことから、所管課の債権管理事務を見直し、債権回収手続きの適正化を図り、市全体の徴収業務の一元化を検討して、効果的かつ効率的な徴収体制を整備します。
- 将来の税収増を生み出す企業の立地誘導を図ります。
- 市が保有する未利用財産について、売却や貸付など積極的に利活用を進めます。(再掲)
- 公有財産(土地・建物)をはじめ、物品や印刷物などの広告媒体を活用して広告収入の確保を図るほか、公共施設の命名権(ネーミングライツ)の販売など多角的な取り組みを検討します。
- 公共サービスを利用する市民と利用しない市民との負担の公平性の観点から、受益者負担の適正化を進めます。


《展開プログラム》


実施項目		No. 3 2 2			徴収率の向上	
展開スケジュール						
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	担当課	関係課
◆徴収対策・強化の推進						
◇収納対策推進本部主導の意識改革						
◇債権管理条例・規則の制定						
◇債権管理マニュアルの策定						
◇適正な債権管理						
◆人材の確保・育成						
◇茨城租税債権管理機構派遣						
◇茨城租税債権管理機構派遣						
◇県相互交流事業又は地方自治法第252条の17による県職員派遣依頼						
◇各種研修会の開催						
					収納対策課	総務課 財政課 会計課 担当課
						総務課

実施項目		No. 3 2 3			徴収業務の一元化の推進・拡大の検討	
展開スケジュール						
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	担当課	関係課
◆徴収業務一元化の検討						
◇段階的な徴収業務の一元化						
◆情報システムの仕様確認・予算化						
◇システム開発						
◇システム稼働						
◆徴収一元化組織体制の検討						
◇組織設置						
◇組織による効率的な徴収						
					収納対策課	総務課 財政課 会計課 担当課

実施項目		No. 3 2 4			企業立地誘導策の検討	
展開スケジュール						
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	担当課	関係課
◆基本方針の検討・策定	◆条例化の検討・要綱の整理				企画政策課	総務課 財政課 税務課 都市建設課
		◆基本方針、条例に基づく活動展開と検証				

実施項目		No. 3 2 5			未利用財産の有効活用 (No. 2 0 3 再掲)	
展開スケジュール						
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	担当課	関係課
◆遊休資産の実態把握と情報の一元化	◆処分可能な資産のHPへの掲載				財政課	企画政策課 情報政策課
		◆HPへの随時掲載などの情報提供				
◆遊休資産の企画提案制度による有効活用の検討						
		◆検討結果に基づく対応				

実施項目		No. 3 2 6			広告収入の確保	
展開スケジュール						
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	担当課	関係課
◆広告媒体の実態把握と方針策定					情報政策課	総務課 財政課
◆広告枠一括販売の検討	◆基本方針及び検討結果による対応					

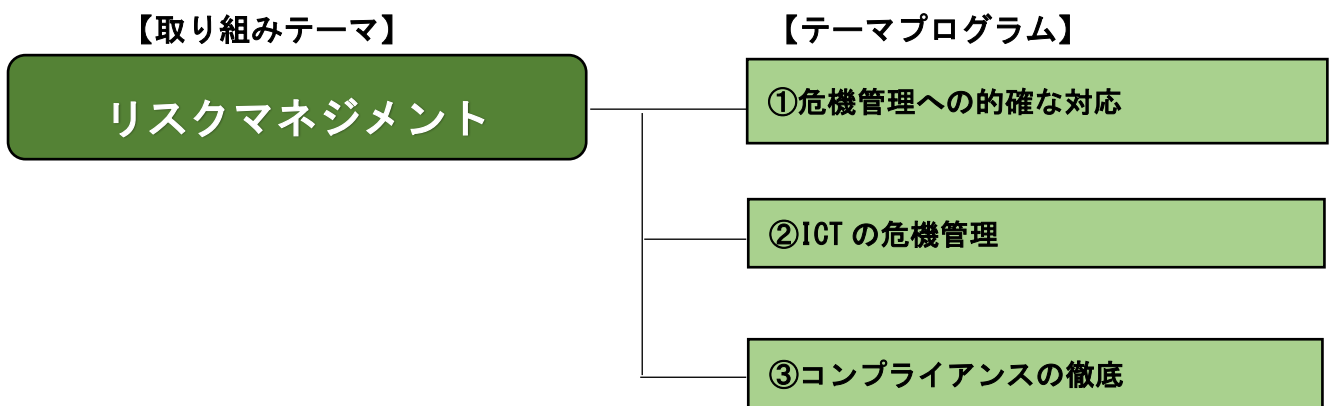
実施項目		No. 3 2 7			受益者負担の適正化	
展開スケジュール						
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)	担当課	関係課
◆使用料、手数料の実態把握					財政課	総務課 収納対策課 使用料・手数料担当課
◆県内自治体の使用料、手数料との比較検討						
◆庁内検討体制の整備	◆原価計算による総経費の把握					
		◆使用料等対象経費の整理や受益者負担割合の検討				
		◆減額・免除規定の見直しを含む基本方針の策定				
		行革委員会への諮問・答申				
		使用料等改正案の条例改正				
		◆改正案の施行				

行政経営のマネジメントの取組指標

指標名	指標設定の考え方	現状	平成 33 年度	担当課
行政評価制度の確立	事業の妥当性や有効性、効率性、公平性が点検できている事業の状況を示します。 目標値は、行政評価制度が確立する年度とします。	—	31年度までに確立する	財政課
職員定数の適正化計画の達成度	職員数の適正化の取組み状況を示します。 目標値は、全会計の職員数とします。	334人	適正化計画に基づく職員数	総務課
契約制度の適正化	契約の透明性、競争性、公正・公平性の確保の状況を示します。 目標値は、長期継続契約の件数とします。	—	長期継続契約件数の増加	財政課
職員人材育成計画の取り組み状況	時代の要請に応える人材を計画的に育成している状況を示しています。 目標値は、計画に記載する項目の実施状況とします。	—	実施項目数の増加	総務課
経常収支比率	財政構造の弾力性（新規課題への対応能力）を示しています。 目標値は、普通会計決算の数値とします。	84%	県内類似都市の平均以下	財政課
財政調整基金	不測の収入減や支出増などに備えているかを示しています。 目標値は、年度末残高を標準財政規模で除した数値とします。	15.7%	標準財政規模の20%	財政課
公共施設整備基金	公共施設の改修・更新に計画的に備えているかを示しています。 目標値は、貸借対照表の減価償却費累計額の一定割合とします。	4.6%	減価償却費累計額の10%	財政課
債務残高	後年度の財政負担の軽減に努めているかを示しています。 目標値は、普通会計決算の地方債残高とします。	200億	県内類似都市の平均以下	財政課
市税徴収分	自主財源と税負担の公平性の確保に努めているかを示しています。 目標値は、市税の会計決算における現年度徴収分と滞納繰り越し分を含めた数値とします。	—	全国平均以上	収納対策課

IV リスクマネジメント

- 本市のような基礎自治体は、地震や風水害などの自然災害、大規模な事件・事故、新興感染症の流行などの健康危機、公共施設などでの事故、公金の流出、予測できない税収などの低下、情報システムのダウン、個人情報などの外部漏えい、テロや他国からの武力攻撃など、様々なリスクを抱えながら行政を運営しています。
重大な事故などが発生し、市民の生命・身体・財産に重大な被害を招いたり、行政運営に多大な支障をきたすことがないように、平時から未然防止に努めなければなりません。
また、仮に不測の事態が発生しても、的確に対応し、早期に復旧して市民生活や事業活動への影響を最小限にすることが重要となります。
- ICT を含めた業務の継続計画などの危機管理計画・マニュアルの作成を進めるとともに、関係機関と連携した訓練を実施するなど、総合的に危機管理に取り組んでいきます。
- 一方、コンプライアンス（倫理・法令遵守）は、行政経営の基本原則です。
全国的には公務に携わる職員などの不正行為が後を絶たず、市民の信頼は失墜し、再び信頼を取り戻すためには、長い年月と大きな負担を余儀なくされます。
今後とも市政の透明性と公正な職務の遂行を確保し、市民の信頼と負託に応えるため、コンプライアンスの徹底を強力に取り組みます。



① 危機管理への的確な対応

危機の未然防止や緊急時に対する事前の備えを十分に行い、危機発生時や復旧時には迅速な対応がとれる危機管理体制を確立します。

【取り組みの方向性と展開プログラム】

■危機管理マニュアルの整備

- 危機の種別ごとに、迅速に対応する初動体制を確立するとともに、その後の状況の変化に合わせた具体的な業務分担や組織体制を盛り込んだ危機管理マニュアルを作成し、災害などの発生時に適切な対応を図ります。

《展開プログラム》

実施項目		No. 4 0 1 危機管理マニュアルの整備					担当課	関係課
展開スケジュール								
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)				
◆各課の危機管理マニュアルの作成状況の確認と内容点検		◆訓練等によるマニュアルの検証					総務課	各課

■職員の危機管理意識の醸成

- 防災対応マニュアルに基づく訓練や図上訓練などを、関係機関と連携して実施し、マニュアルの実効性について検証するとともに、職員の危機管理意識や全庁的な危機管理能力の向上を図ります。


《展開プログラム》

実施項目		No. 4 0 2 職員の危機管理意識の醸成					担当課	関係課
展開スケジュール								
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)				
◆防災対応マニュアルに基づき図上訓練を含む訓練の実施と検証							総務課	各課

■業務継続計画の策定

- 災害などが発生しても、市民生活や事業活動、行政機能を維持するために、必要最小限の業務の選定とその執行のための要員の確保、資源の調達方法などを具体的に示す「業務継続計画」を策定します。

《展開プログラム》

実施項目		No. 4 0 3 業務継続計画（BCP）の策定			担当課	関係課
展開スケジュール						
2017年度 （平成29年度）	2018年度 （平成30年度）	2019年度 （平成31年度）	2020年度 （平成32年度）	2021年度 （平成33年度）		
◆各課の現行危機管理マニュアルによる業務継続計画の策定状況の把握 ◆先進自治体の調査研究	◆各課の危機管理マニュアルに基づく業務継続計画の策定				総務課	各課
		◆訓練等による業務継続計画の検証				

② ICTの危機管理

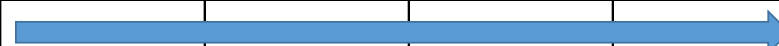

個人情報の保護と情報セキュリティ対策の強化を図るとともに、災害発生時に市民サービスの低下と、行政事務の停滞を避けるための情報システムの運用の仕組みづくりに取り組みます。

【取り組みの方向性と展開プログラム】

■情報セキュリティ対策の徹底

- 職員の情報セキュリティに対する意識を高めるため、継続的に研修や情報提供を実施するとともに、セキュリティ実施手順書の遵守状況を検証するなど、情報セキュリティの対策を徹底します。

《展開プログラム》

実施項目		No. 4 0 4 情報セキュリティ対策の徹底			担当課	関係課
展開スケジュール						
2017年度 （平成29年度）	2018年度 （平成30年度）	2019年度 （平成31年度）	2020年度 （平成32年度）	2021年度 （平成33年度）		
◆個人情報保護や情報管理に関する研修会の開催	◆継続実施				総務課 情報政策課	各課
◆情報セキュリティ実施手順書の遵守状況の確認	◆情報セキュリティ実施手順書の改善・見直し、検証					

■ ICT 業務継続計画の策定

- 大規模災害発生時に情報システムが停止することに備え、情報システムのバックアップ体制や緊急時における必要最小限の人員確保、情報システムの復旧計画などを示す「ICT 業務継続計画」を策定します。

《展開プログラム》

実施項目		No. 4 0 5			ICT業務継続計画の策定	
展開スケジュール					担当課	関係課
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)		
◆総務省のICT-BCPガイドラインを参考に、現状把握の実施等 ◆先進自治体の調査研究	◆全庁的な業務継続計画と整合を図り、ICT業務継続計画の策定				情報政策課	総務課
		◆訓練等による業務継続計画の検証				

③ コンプライアンスの徹底

倫理・法令を遵守し、常に、公平・公正な市政運営を行います。

【取り組みの方向性と展開プログラム】

■コンプライアンス読本の作成と研修の実施、庁内推進体制の整備

- 職員アンケートなどにより口利き等の実態を把握し、職員が日常の業務を遂行する過程で行うべき判断及び行動のあり方について、職員間で共有するための手引きを作成するとともに、階層や業務に応じたコンプライアンス研修の実施などに取り組みます。
また、外郭団体の職員に対しても、コンプライアンスの重要性、取り組みを周知徹底を図り、庁内のコンプライアンスに対する取り組みを推進するための体制を整備します。

《展開プログラム》

実施項目		No. 4 0 6			コンプライアンス読本の作成と研修の実施、庁内推進体制の整備	
展開スケジュール					担当課	関係課
2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)		
◆職員アンケートの実施					総務課	各課
◆職員コンプライアンス読本の作成						
◆研修の実施						
◆庁内コンプライアンス推進体制の検討・整備						

リスクマネジメントの取組指標

指標名	指標設定の考え方	現状	平成 33 年度	担当課
業務別危機管理 対応マニュアル の作成数	災害などの発生に適切に対応できる備えがあるかを示しています。 目標値は、各課における業務別の危機管理マニュアルの作成数とします。	—	1 以上に増加	総務課
業務継続計画の 策定	災害などが発生しても、市民生活に不可欠な行政サービスが提供できる備えがあるかを示しています。 目標値は、今後策定する分野別業務継続計画の策定数とします。	—	1 以上に増加	総務課

巻末資料

■行政改革推進委員会からの答申書

平成 29 年 11 月 16 日

行方市長 鈴木 周也 様

行方市行政改革推進委員会

会長 代々城 忠義

行方市経営戦略（素案）について（答申）

平成 29 年 7 月 27 日付け行総戦第 58 号で諮問のありました行方市経営戦略（素案）について、本委員会で慎重に審議を重ねた結果、次のとおりまとめましたので答申します。

本計画の経営理念である「持続可能で、安全・安心の地域づくり」の実現に向け、経営方針に基づいた取り組みを具体化し、自主的かつ恒常的に取り組み、これまでの行政運営から脱却し、戦略的な行政経営への転換を図っていくことを望みます。

また、本計画に基づく改革を着実に進めるため、進捗状況を本委員会に報告するとともに、効果的な見直しや改善を継続されることを強く要望します。

記

1. 経営戦略全体に関すること

- (1) 市政をどのような状態にしたいのか目標設定がされていないことから、中間年の評価などを踏まえて、取り組みを進めながら成果を意識した目標を設定すること。
- (2) 取組指標を達成するために、「誰が」、「いつまでに」、「何を」、「どれだけ」実施するのかということを、明確に記載した実施計画（アクションプラン）を策定すること。
- (3) 経営戦略を絵に描いた餅にしないために、計画の内容を広く市民に理解してもらうためのタウンミーティングを、数多くいろいろな場所で実施すること。タウンミーティングの際は、市民には分かりやすい文言、表現を用いて、経営戦略の内容を伝えること。
- (4) 取組項目が多いため、優先順位を立てて戦略的に取り組むこと。

2. 地域経営マネジメントに関すること

- (1) 地域には、区長の成り手が少なく人材が不足している。このような中で新しい地域自治の仕組みをつくっても、関わってくれる人を確保することが困難である。よって、地域自治の仕組みを構築する上では、地域人材の育成も合わせて取り組んでいくこと。
- (2) 地域担当職員が、地域の課題を積極的に調査すること。

3. 公共施設マネジメントに関すること

- (1) 庁舎建設については、建設ありきではなく、「市民の安全・安心」のための防災のあり方や行政の在り方を議論しながら、どのような庁舎が必要とされているのか、どこに建設したらよいか等を検証すること。
- (2) 公共施設再編に向けた展開プログラム作成で実施した市民ワークショップについては、市民に行政の情報を伝え、課題を共有し解決に向けた話し合いをする上では大事な取り組みである。経営戦略に掲げられた課題を確実に解決するためにも、市民ワークショップ等の取り組みを積極的に実施すること。

4. 行政経営マネジメント

- (1) 歳入基盤の強化を図るため、遊休資産である学校跡地等の公共用地を積極的に活用すること。
- (2) 受益者負担の適正化について、使用料や手数料の実態を把握し、公共サービスを利用する市民と利用しない市民との負担の公平性を図ること。
- (3) 目標達成型の組織運営を検討し、組織機能の強化を図ること。

5. リスクマネジメント

- (1) 危機管理への的確な対応ができる行政運営を確立するためには、自然災害や新興感染症の流行等のリスクだけでなく、テロや他国からの武力行為によるリスクも含めた危機管理を確立すること。

■行政改革推進委員会委員名簿

任期：平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

No.	氏名	委嘱区分	備考
1	代々城 忠義	識見者	会長
2	宮内 俊雄	識見者	副会長
3	鈴木 義浩	市議会議長	
4	栗原 繁	市議会総務委員長	
5	山野 貴司	市農業委員会会長	
6	大輪 嘉裕	市区長会	
7	榊原 ふみ子	識見者	
8	渋谷 一男	識見者	
9	内田 睦治	識見者	
10	前田 恵助	識見者	
11	藤崎 信一	識見者	
12	小野瀬 俊治	識見者	